

4 消費課税

(1) 自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設(案)

■ 規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえ、申請者利便の更なる向上を図るため、自動車重量税の納付方法について、クレジットカードによる納付も可能とします。(令和5年1月～導入予定)

| 現 行 | 見 直 し 後 |
|---|---------------|
| 窓口申請 ・ 自動車重量税印紙 | ⇒ クレジットカードを追加 |
| 電子申請 ・ ダイレクト納付(銀行振込) ・ ATM/ネットバンキング | ⇒ クレジットカードを追加 |

(2) 航空機燃料税の税率の見直し(案)

■ 航空機燃料税の税率の特例措置について、税率を見直した上で、適用期限を1年延長します。

| 【税率】 | H23年度 改正前 | H23年度 ～R2年度 | R3年度 | 令和4年度 税制改定(案) |
|------|--------------|----------------|-------------|------------------|
| | 航空機燃料税 | 26,000円 /kℓ | 18,000円 /kℓ | 9,000円 /kℓ |
| 沖縄路線 | 13,000円 /kℓ | 9,000円 /kℓ | 4,500円 /kℓ | 6,500円 /kℓ |
| 離島路線 | 19,500円 /kℓ | 13,500円 /kℓ | 6,750円 /kℓ | 9,750円 /kℓ |

※ 平成23年度に軽減措置を創設、平成26年度、29年度、令和2年度に適用期限が延長。令和3年度において1年間に限り、税率を更に5割軽減。

【航空機燃料税の譲与割合の見直し】

- 5/9→9/13:特会法に基づき空港整備勘定に全額繰入れられ、国の空港整備費に充当
- 4/9→4/13:空港関係都道府県・市町村の空港対策費として譲与

(3) 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の段階的廃止等(案)

■ 沖縄の復帰に伴う激変緩和措置として設けられた沖縄県産酒類に係る酒税の特例について、復帰50年を迎え、酒類製造業界から提言がなされたことなどを踏まえ、沖縄の酒類製造業の自立的発展に向けた施策の一環として、最長10年をかけて段階的に廃止します。

【軽減割合】

単式蒸留焼酎(泡盛)

| 前年度県内 課税移出数量 | 現 行 | 改 正 案 | | | | |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|
| | ～R4年5月14日 | R4年5月15日～ | R6年5月15日～ | R8年5月15日～ | R11年5月15日～ | R14年5月15日 |
| 1,300kℓ超 | ▲35% | | ▲25% | ▲15% | ▲5% | 廃止 |
| 200kℓ超～ 1,300kℓ以下 | | | ▲30% | ▲20% | ▲10% | |
| 200kℓ以下 | | | ▲35% | | | |

ビール等(単式蒸留焼酎以外の酒類)

| 現 行 | 改 正 案 | |
|-----------|--------------------------|------------------------|
| ～R4年5月14日 | R4年5月15日～ | R8年10月1日 (ビール類税率統一) |
| ▲20% | R5年10月1日～ (ビール類税率見直し) | ▲15% |
| | | 廃止 |

※ 軽減対象となる酒類は、沖縄県の区域内にある酒類の製造場(復帰前からの製造場として指定を受けたもの)において製造され、県内に移出される酒類に限る。